

福岡市家庭用生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱

(通則)

第1条 家庭用生ごみ堆肥化容器購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、公益財団法人ふくおか環境財団（以下「財団」という。）が生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機（以下「生ごみ堆肥化容器等」という。）の購入について経費の一部を補助し、家庭における生ごみの資源化を推進することを目的とする。

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象は次の各号に定めるものであって、新品で購入したものとする。

(1) 生ごみ堆肥化容器

家庭から排出される生ごみを容器内において微生物の働きによって分解し、堆肥化するための器具であって、電気を使用しないもので、補助金の交付に係る年度の4月1日以降に購入したもの。

(2) 電動生ごみ処理機

家庭から排出される生ごみを処理機内において微生物の働きによって分解し、堆肥化するための電動式の機器（生ごみを乾燥するための機器及びディスポーザーを除く）で、補助金の交付に係る年度において、第10条第2項に規定する通知を受領した後に購入したもの。

(3) 基材

生ごみ堆肥化容器等を使用する際に必要な、生ごみの分解を促進するための資材であって、生ごみ堆肥化容器等に付属し一体の製品として販売されるもの。なお、生ごみ堆肥化容器等の製品に基材が付属していない場合に限り、単体で販売されている基材1点のみ、補助金の交付対象とする。

2 生ごみ堆肥化容器等に付属し一体の製品として販売される、堆肥化に必要な器具等（防虫ネット、温度計等）については、補助金の交付対象に含む。

3 補助金の交付対象は、同一年度において住宅1戸につき、生ごみ堆肥化容器又は電動生ごみ処理機いずれか1台のみとする。

(補助の対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は前条第1項に規定する製品の購入費（消費税及び地方消費税を含む）とし、送料、設置等に要する費用は含めない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 生ごみ堆肥化容器

製品の購入費（生ごみ堆肥化容器と併せて基材を購入する場合にあっては、その購入費を含む。）の2分の1とし、2,500円を上限とする。

(2) 電動生ごみ処理機

製品の購入費（電動生ごみ処理機と併せて基材を購入する場合にあっては、その購入費

を含む。)の2分の1とし、20,000円を上限とする。

(補助対象者)

第6条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。なお、補助金の交付の対象者は公募により募集する。

- (1) 福岡市内に住民登録があり、かつ居住している者。
- (2) 福岡市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないこと。
- (3) 生ごみ堆肥化容器等を自らの家庭において自ら使用すること。
- (4) 生ごみ堆肥化容器等を近隣に迷惑をかけないように適切に維持管理できること。

2 第1項の規定に関わらず、過去に補助金の交付を受けた者について、生ごみ堆肥化容器に関する補助金は、補助金交付日の属する年度の3月31日まで、電動生ごみ処理機に関する補助金は、補助金交付日の属する年度から起算して5年度が経過するまでは補助金の交付を受けることができない。

(暴力団の排除)

第7条 理事長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第5条第2項の規定に基づき、同条例第6条に準じる排除措置を講じるものとする。

2 理事長は、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 理事長は、補助金の交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 理事長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し当該申請者の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付申請)

第8条 生ごみ堆肥化容器に係る補助金の交付を申請しようとする者は、生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付申請書(様式第1-1号)に次の各号に掲げる書類を添付して理事長に提出するものとする。

- (1) 購入した製品の名称、メーカー名が分かる書類。
- (2) 補助対象経費に係る支出の確認ができる領収書等の写し(宛名〔申請者〕、購入金額、購入品名、領収日、領収書の発行者名が正しく記載されているもの)

(3) 振込先の口座情報が確認できるもの

振込先金融機関名、支店名、口座種別、口座番号および口座名義人(申請者)を確認できる書類(通帳の写し、ネットバンキングの画面コピー等)

(4) 本人確認ができる公的な証明書の写し。ただし、財団による住民基本台帳の福岡市への照会に同意する場合は不要とする。

(5) 市税に係る徴収金に滞納がない旨の証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限

る。)。ただし、財団による「福岡市税の滞納の有無に関する調査」の福岡市への照会に同意する場合は不要とする。

(6) その他理事長が必要と認める書類。

2 電動生ごみ処理機に係る補助金の交付を申請しようとする者は、電動生ごみ処理機購入費補助金事前認定申請書(様式第1-2号)に次の各号に掲げる書類を添付して理事長に提出するものとする。

(1) 補助の対象経費が確認できる書類。

(2) 購入する製品の名称、型番及びメーカー名が分かる書類。

(3) 本人確認ができる公的な証明書の写し。ただし、財団による住民基本台帳の福岡市への照会に同意する場合は不要とする。

(4) 市税に係る徴収金に滞納がない旨の証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)。ただし、財団による「福岡市税の滞納の有無に関する調査」の福岡市への照会に同意する場合は不要とする。

(5) その他理事長が必要と認める書類。

(申請受付期間等)

第9条 前条の規定による交付申請の受付期間(以下「交付申請受付期間」という。)は、当該年度の1月31日(その日が日曜日、土曜日又は休日にあたる場合は、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)までとする。なお、郵送による申請の場合は当日消印有効とする。

2 交付申請受付期間であっても、前条の規定による交付申請が予算の範囲を超えた場合は、申請の受付を終了するものとする。

(補助金の交付の決定)

第10条 理事長は、第8条及び第18条の規定に基づく交付申請があったときは速やかに審査を行い、補助金の交付の決定又は不交付の決定を行う。

2 理事長は、前項による交付の決定をしたときは、生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付決定通知書(様式第2-1号)または電動生ごみ処理機購入費補助金事前認定通知書(様式第2-2号)により、申請者に通知するものとする。

3 理事長は、第1項による不交付の決定をしたときは、生ごみ堆肥化容器購入費補助金不交付通知書(様式第2-3号)または電動生ごみ処理機購入費補助金事前認定却下通知書(様式第2-4号)により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 前条第2項の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知受領の日から30日以内に生ごみ堆肥化容器等購入費補助金取下届(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(変更又は中止の承認申請)

第 12 条 電動生ごみ処理機に係る交付決定者は、第 8 条第 2 項の申請内容を変更又は中止するときは、電動生ごみ処理機購入費補助金変更・中止承認申請書（様式第 4 号）及び、変更する場合にあっては第 8 条第 2 項に定める書類のうち申請時から変更となるものを理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 理事長は、前項の申請を承認したときは、電動生ごみ処理機購入費補助金変更・中止承認通知書（様式第 5 号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第 13 条 電動生ごみ処理機に係る交付決定者は、電動生ごみ処理機を購入するとともに、交付の決定の通知を受けた日から起算して概ね 2 月以内又は当該年度の 2 月 28 日のいずれか早い日までに、電動生ごみ処理機購入費補助金購入完了報告書（様式第 6 号）に次の各号に定める書類を添えて理事長に報告しなければならない。

（1）補助対象経費に係る支出の確認ができる領収書等の写し（宛名〔交付決定者名〕、購入金額、購入品名、領収日、領収書の発行者名が正しく記載されているもの）

（2）電動生ごみ処理機の製造番号が確認できる写真

（3）振込先の口座情報が確認できるもの

振込先金融機関名、支店名、口座種別、口座番号および口座名義人（申請者）を確認できる書類（通帳の写し、ネットバンキングの画面コピー等）

（4）その他理事長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 14 条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、予算の範囲内で交付すべき補助金額を確定し、電動生ごみ処理機購入費補助金交付額確定通知書（様式第 7 号）により、交付決定者に通知するものとする。

2 生ごみ堆肥化容器購入費補助金に係る予算の範囲内で交付すべき補助金額の確定は、第 10 条第 2 項に規定する通知をもって、補助金額の確定とする。

（交付決定の取消し）

第 15 条 理事長は、交付決定者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

（1）電動生ごみ処理機の購入を中止したとき。

（2）電動生ごみ処理機の購入後、正当な理由なく、第 13 条に規定する報告を行わないとき。

（3）第 8 条、第 12 条第 1 項、第 13 条及び第 18 条第 3 項に規定する申請書等の書類に虚偽の事項を記載し、又は申請等について不正の行為を行ったとき。

（4）補助金の交付の対象者の要件を満たしていないことが判明したとき。

（5）補助金の交付を受けた生ごみ堆肥化容器等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

（6）この要綱の規定に違反したとき。

（7）前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の取消しについて、相当の理由があると理事長が認めたとき。

2 理事長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、その旨を生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、当該交付決定者に通知しなければならない。

3 第1項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
（補助金の返還）

第16条 理事長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。また、第11条の申請をした者で既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

2 交付決定者が補助金の交付を受けた後に、補助対象経費に係る消費税について還付を受けた場合は、理事長は、還付を受けた消費税に対する補助金について、期限を定めて、その返還を命じることができる。

（協力義務）

第17条 補助金の交付を受けた者は、次に掲げる事項について協力しなければならない。

（1）生ごみ堆肥化容器等の使用状況等について、財団が実施するアンケート等の調査

（2）その他理事長が協力を依頼する事項

（代理申請者による補助金の申請及び代理受領）

第18条 生ごみ堆肥化容器に係る交付申請の手続きについて、申請を希望する者から委任を受けた代理申請者が当該手続きを代行することができる。

2 前項の規定に加えて、申請を希望する者は、補助金支払い請求先を代理申請者に変更し財団に請求することができる。

3 前各項の手続きを代行させる際には、生ごみ堆肥化容器購入費補助金 代理交付申請書（様式第9号）及び生ごみ堆肥化容器購入費補助金 代理申請者選任届（様式10号）を財団に提出しなければならない。

4 第2項の請求に基づき補助金の支払いを行った場合は、申請を希望する者に対して補助金の交付があったものとみなす。

（申請の方法）

第19条 第8条、第11条第1項、第12条第1項及び第13条の規定による申請は財団が指定するオンライン申請、電子メール、郵送又は補助金担当課の窓口への提出のいずれかの方法によることとする。

ただし、第18条に規定する生ごみ堆肥化容器購入費補助金代理交付申請書および生ごみ堆肥化容器購入費補助金代理申請者選任届は、郵送又は補助金担当課の窓口への提出のいずれかの方法によることとする。

（補助金の終期）

第20条 この要綱は、令和9年3月31日をもって廃止する。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

2 この要綱の終期到来後の継続については、終期到来までに判断するものとする。

（雑則）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。